

リアルド通信

vol.8
Dec.2014

特集

平成27年1月より相続税増税! 相続税法改正の基礎知識

リフォームサクセスレポート

賃貸ニーズを捉えたリフォームで、早期成約を達成!

賃貸経営ポイントレビュー

所得税申告のための記帳と帳簿等の保存

ご存知ですか?

マンションの設備や機器には寿命があります



確定申告 間近!

「所得税申告のための記帳」と「帳簿等の保存」が必要です。

今年から始まった申告納税者全員への記帳の義務化。今年度分の帳簿や領収書の整理は順調に進んでいますか？初めてで自信のない方のために、記帳と帳簿保存のポイントを税理士法人ガイア所長、野口省吾先生にQ&A形式で伺いました。

Q1. 帳簿の記帳を忘れていました。帳簿がないとどうなりますか？

A1. 前回のリアルド通信で、記帳及び帳簿の保存の義務化についてご紹介がありましたとおり、平成26年1月からは、白色申告のすべての方が「記帳」と「記録保存」が必要となりました(それまでは、前々年分あるいは前年分の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える方だけが必要でした)。これまで「記帳」や「記録保存」の経験のない方にとっては大変なことと思います。お尋ねの、「帳簿がないとどうなる?」については、そのことに対する罰金や罰則は特にありませんが、税務調査などにより、課税される可能性があります。また、帳簿がないことにより本来は経費となるものも認められないケースもありますので、帳簿の記帳については、少なくともはじめておくことを強くおすすめします。



Q2. 減価償却費の記帳日付は、いつにすればいいのですか？

A2. 減価償却費の計上は外部との取引ではなく内部的な処理ですので、通常は年末に、使用実態(いつから使用しているか等)に沿って計算し、記帳することが多いようです。

Q3. 記帳した項目の領収書は必要ですか？

A3. ぜひ保管してください。納品書、請求書と一緒に保管してください。これは税務署に提出するものではなく、整理して保存しておくということです。A1でお話ししましたように、申告した金額の裏付けとなる大事なものです。

Q4. 管理費・修繕積立金は振り込み記帳のみで、領収書がありませんが、どうなりますか？

A4. 銀行の明細票や請求書などあるもので、取引の内容がわかるようにしておきましょう。



監修: 税理士法人 ガイア
所長 野口 省吾先生

大京リアルド 確定申告及び納税管理人代行のご案内

確定申告及び納税管理人の代行をご希望の方は、右記大京リアルドの各課へお電話ください。弊社にて受付後、税理士法人ガイアをご紹介します。

受付時間 / 10:00AM~7:00PM

札幌賃貸営業課	0120-150-830	定休日:水曜日
仙台賃貸営業課	0120-300-783	定休日:水曜日
上野賃貸営業課	0120-587-537	定休日:水曜日/第1・3火曜日
池袋賃貸営業課	0120-995-016	定休日:水曜日/第1・3火曜日
新宿賃貸営業課	0120-924-768	定休日:水曜日/第1・3火曜日
渋谷賃貸営業課	0120-944-532	定休日:水曜日/第1・3火曜日
横浜賃貸営業課	0120-944-581	定休日:水曜日/第1・3火曜日
名古屋賃貸営業課	0120-758-244	定休日:水曜日
大阪賃貸営業課	0120-357-562	定休日:水曜日
神戸賃貸営業課	0120-993-310	定休日:水曜日/第1・3火曜日
広島賃貸営業課	0120-660-486	定休日:水曜日
福岡賃貸営業課	0120-713-323	定休日:水曜日
沖縄賃貸営業課	0120-889-082	定休日:水曜日/第1・3火曜日